

平成15年8月7日
監 査 事 務 局

問い合わせ先
監査事務局総務課
電話 03-5320-7011

都立病院等において発注された寝具類の賃貸業務等について談合行為により損害を被ったにもかかわらず都が損害賠償請求権の行使を怠っていることを違法・不当として必要な措置を求める住民監査請求監査結果

東京都監査委員	野 田 和 男
同	桜 井 良之助
同	横 山 樹
同	藤 原 房 子

第 1 請求の受付

1 請求人

練馬区	谷 合 周 三
稲城市	土 橋 実

2 請求書の提出

平成15年6月10日

3 請求の内容

(1) 主張事実

ア 談合行為（不法行為）

東京都等が設置している東京都の区域内に所在する病院、介護老人保健施設及び特別養護老人ホーム（以下「病院等」という。）は、平成7年12月ころ以降、寝具類の賃貸業務又は洗濯業務（寝具類にあわせて一括発注される病衣、白衣等の賃貸業務又は洗濯業務を含む。以下同じ。）を一般競争入札、指名競争入札又は指名見積り合わせの方法等により発注していた。

東京都等の発注した、上記のうちのほとんどすべての指名競争入札又は指名見積り合わせに当たっては、ワタキューセイモア株式会社、野口株式会社、株式会社柴橋商会、株式会社ヤマシタコーポレーション、株式会社小山商会、株式会社東基、協和産業株式会社、フランスベッドメディカルサービス株式会社、東洋リ

ネンサプライ株式会社、富士リネンサプライ株式会社、株式会社玉川繊維工業所、田中寝具株式会社、株式会社伊賀屋、株式会社栄久、クラボウリネンサプライ株式会社、タカノ株式会社、株式会社中部リネンサプライ、株式会社トーカイ、日本海綿業株式会社、株式会社ベネック、株式会社レンティ及び山下寝具株式会社（以下「22社」という。）のうちのいずれかの者が指名されており、また、大部分の一般競争入札には22社のうちのいずれかの者が参加しているところ、22社は、遅くとも平成7年12月中旬ころ以降、平成12年10月18日までの間、病院等が競争入札等の方法により発注する寝具類の賃貸業務又は洗濯業務について、受注価格の低落防止を図るため、

- (1) 当該病院等と既に取り取引を行っている者を、当該業務を受注すべき者（以下「受注予定者」という。）とする。
- (2) 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する。

旨の合意の下に、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにして、談合行為を行っていた（以下「本件談合事件」という）。

イ 課徴金納付命令

公正取引委員会（以下「公取委」という。）は、以上の談合行為を私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）違反行為として平成13年8月10日に排除勧告を行い、被勧告業者らがこれに承諾したことを受けて、同年9月19日に勧告審決をし、平成14年6月12日上記行為が独禁法第3条違反に該当するとして、同法第48条の2第1項に基づき、22社のうちワタキューセイモア株式会社、野口株式会社、株式会社柴橋商会、株式会社ヤマシタコーポレーション、株式会社小山商会、株式会社東基、フランスベッドメディカルサービス株式会社、協和産業株式会社、株式会社玉川繊維工業所、東洋リネンサプライ株式会社、富士リネンサプライ株式会社及び株式会社伊賀屋（以下「12社」という。）に対して、課徴金納付命令を発し、その後、各社は、納期限の同年8月13日までにこれを納付した。

ウ 損害賠償請求権の発生

上記アの不法行為の結果、東京都等の発注者は、入札参加業者の間に競争が確保されていれば成立したであろう想定落札価格と、実際の契約金額との差額相当額の損害を被っているので、前記不法行為を行った各業者に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を有している。

なお、見積り合わせに基づき発注していた場合も、見積り合わせ参加者には、

談合行為を行わないようにすべき義務があり、これに反する行為が不法行為となることは、入札の場合と同様である。

エ 東京都の損害

上記課徴金納付命令の対象となった談合行為のうち、東京都発注のものは別表（事実証明書ウ 公取委作成の資料から東京都発注分を抜粋した一覧表）のとおりであり、かかる発注案件について、都が損害を被っていることは明らかである。

また、課徴金納付命令は、独禁法違反行為（談合行為）としての事業活動がなくなる日からさかのぼって3年間に限って命じることとされている関係で（独禁法第7条の2第1項）、同命令が対象とした談合行為は、22社が談合行為を取り止めたとされる平成12年10月18日からさかのぼって3年間に限った発注案件分に限られている。

したがって、東京都は、前記課徴金納付命令の対象となった発注案件以外の発注案件についても、前記不法行為（談合行為）による損害を被っている。

なお、監査請求人においては、これらすべての発注案件の調査までは行っていないが、監査委員においてしかるべく調査のうえ、不法行為を特定されたい。

オ 損害賠償請求権の不行使

東京都知事は、平成14年6月に、上記不法行為（談合行為）が、公取委のホームページ等で公表された後、約1年経過後の今日に至るまで、上記損害賠償請求権を行使していないから、その行使を怠っていると云わざるを得ない。

カ 損害額について

東京都は、談合等の不正行為を排除するため、平成13年5月1日以降に締結する契約については、談合が明らかになった場合（公取委による勧告審決が確定した場合、あるいは、課徴金納付命令が確定した審決とみなされた場合）には、受注業者が、少なくとも契約金額の10%相当額の損害賠償金の支払義務を負う旨の条項を含む契約を締結している。

前記不法行為の対象となった契約案件は、上記違約条項が導入される前の契約ではあるが、東京都が、談合によって被った損害額を算定する際には、上記違約条項が参考となるはずである。

また、近時、各地の地方公共団体においては、談合行為等の不正行為を排除し、公共工事の適正な発注を確保するため、入札制度、契約制度等の改善が実施されており、例えば、宮城県においては、公共工事の予定価格の設定に独自基準を導入する等の改革に着手して、相当額の税金のムダを回避しており（河北新報記事）、東京都立川市においては、談合等の不正行為があった場合には、契約金額の30%

相当額の違約金条項を導入している（立川市広報）。

したがって、本件不法行為の対象となった契約案件についても、入札参加者等の間に、真に公正な自由競争が行われていた場合には、実際落札価格より20%程度は、契約額が減額されたはずである。

(2) 措置要求

東京都知事が前記損害賠償請求権の行使をしないことは財産管理を不当に怠るものであるから、地方自治法第242条に基づき、監査委員が東京都知事に対しその行使をするよう勧告することを請求する。

なお、前記課徴金納付命令の対象となった発注案件については、既に、富山県、富山市、千葉県各監査委員が、損害賠償請求を行うよう勧告を行っている。

また、東京都監査委員においても、本件と同様に、公取委による課徴金納付命令のあった大型造園工事談合事件について、住民監査請求を受けて、平成14年8月8日付けで、知事に対し、損害賠償請求権を行使することを求める措置勧告を行っているところであるから、本件についても監査の上措置勧告をされるよう求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

都が都内に設置している病院、介護老人保健施設及び特別養護老人ホーム（以下「都立病院等」という。）において、平成7年12月中旬ころ以降平成12年10月18日までの間に発注された寝具類の賃貸業務又は洗濯業務について、都は談合行為により損害を被ったにもかかわらず損害賠償請求権の行使を怠っている事実があるか否かを監査対象とした。

2 監査対象局等

財務局、福祉局、健康局及び病院経営本部を監査対象とした。

また、公取委に対し、関係人調査を行った。

3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第6項の規定に基づき、平成15年7月11日に、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において本件請求の趣旨の補足を行い、事実証明書として、大阪府監査委員の平成15年5月9日付け「寝具類の賃貸業務等の契約に係る住民監査請求の監査結果」の写しを提出した。請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき、監査対象局の職員を立ち会わせた。

また、同日、監査対象局の陳述の聴取を行った際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 本件談合事件の経過について

ア 公取委は、平成12年10月18日、22社に対し、独禁法第46条第1項第4号の規定に基づき、立入検査を開始した。

イ 公取委は、平成13年8月10日、22社に対し、同法第48条第2項の規定に基づき、勧告（以下「本件排除勧告」という。）を行い、次のように認定した。

22社は、遅くとも平成7年12月中旬ころ以降平成12年10月18日までの間、東京都所在の国公立の病院等が競争入札等の方法により発注する寝具類の賃貸業務又は洗濯業務について、受注価格の低落防止を図るため、

（ア）当該病院等と既に取りを行っている者を受注予定者とする。

（イ）受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する。

旨の合意の下に、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

ウ 財務局は、本件排除勧告を受け、平成13年8月28日付13財経総第798号により、22社のうち17社に対して指名停止措置（最長6か月）を行い、この旨を各局あて通知した。

エ 22社が本件排除勧告に応諾したので、公取委は、平成13年9月19日、同法第48条第4項の規定に基づき、本件排除勧告と同趣旨の審決（以下「本件勧告審決」という。）を行った。

オ 公取委は、平成14年6月12日、22社のうちの12社に対し、同法第48条の2第1項の規定に基づき、課徴金納付命令（以下「本件課徴金納付命令」という。）を行い、総額1億246万円の納付を命じた。

カ 12社は、同法第48条の2第5項に定める審判手続の開始請求を行わなかったため、本件課徴金納付命令は確定している。

キ 大型造園工事の談合事件にかかる住民監査請求の監査結果において、当監査委員は平成14年8月9日に勧告を行った。

都は、これを踏まえ、公取委により談合行為が認定された場合には、損害賠償請求を行うこととし、平成14年8月27日付け事務連絡により、各局等契約事務主管課長あて通知した。

(2) 本件課徴金納付命令の対象案件について

ア 課徴金納付命令の対象期間については、独禁法違反行為の実行としての事業活動を行った日からかかる事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が3年を超えるときは、かかる事業活動がなくなる日からさかのぼって3年間）と定められている（独禁法第7条の2第1項）。

イ 課徴金納付命令額については、同条項において、アの対象期間における商品または役務の売上額に一定の割合を乗じて得た額と定められている。

ウ 公取委は、本件排除勧告及び本件勧告審決において、遅くとも平成7年12月中旬ころ以降平成12年10月18日までの間（以下「本件審決対象期間」という。）と認定しており、3年間を越えていることから、公取委は、本件課徴金納付命令を、平成9年10月19日から平成12年10月18日まで（以下「本件課徴金納付命令対象期間」という。）を対象として行った。

エ 財務局からの照会に対し、公取委が平成15年7月7日付けで回答した課徴金納付命令対象物件一覧（東京都関係分）によると、表のとおり、12社のうちの7社（以下「7社」という。）の24施設における売上額が、課徴金納付命令の対象となっている。

オ 東大和療育センターについては、社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会に管理運営委託しており、7社との直接の契約当事者は同法人であるが、都は同法人との委託契約において毎年清算を行うものと定めているため、同法人に生じた損害は、都の損害でもあるといえる関係にある。

カ リハビリテーション病院については、社団法人東京都医師会に管理運営委託しており、7社との直接の契約当事者は同法人であるが、都は同法人との委託契約において毎年清算を行うものと定めているため、同法人に生じた損害は、都の損

害でもあるといえる関係にある。

(表) 課徴金納付命令対象物件一覧(東京都関係分)

受注者	所管局	施設名称	契約当事者	発注年度 (平成、年度)	売上額(円)
A	健康局	北療育医療センター	東京都	9,10,11,12	80,755,526
	病院経営本部	豊島病院	東京都	11,12	18,613,780
		広尾病院	東京都	9,10,11,12	67,589,458
B	健康局	多摩総合精神保健福祉センター	東京都	9,10,11,12	2,677,777
		府中療育センター	東京都	9,10,11,12	56,265,388
	病院経営本部	梅ヶ丘病院	東京都	9,10,11,12	37,139,504
		荏原病院	東京都	9,10,11,12	53,187,826
		大塚病院	東京都	9,10,11,12	56,151,495
		清瀬小児病院	東京都	9,10,11,12	27,038,371
		神経病院	東京都	9,10,11,12	43,573,736
		母子保健院	東京都	9,10,11,12	18,732,895
C	健康局	東大和療育センター	社会福祉法人 全国重症心身 障害児(者)を 守る会	9,10,11,12	72,317,068
	福祉局	東村山ナーシングホーム	東京都	9	5,237,012
D	病院経営本部	八王子小児病院	東京都	9,10,11,12	10,228,964
E	健康局	中部総合精神保健福祉センター	東京都	12	506,779
	病院経営本部	墨東病院	東京都	9,10,11,12	259,495,525
		松沢病院	東京都	9,10,11,12	216,796,490
F	病院経営本部	大久保病院	東京都	9,10,11,12	47,491,759
		府中病院	東京都	9,10,11,12	120,949,037
G	健康局	リハビリテーション病院	社団法人東京 都医師会	9,11	11,070,288
	病院経営本部	駒込病院	東京都	9,10,11,12	127,302,019
	福祉局	板橋ナーシングホーム	東京都	9,11,12	72,921,281
		多摩老人医療センター	東京都	9,10	24,694,623
		老人医療センター	東京都	9,10,11,12	109,814,669

2 監査対象局の説明

都は、公取委が都の締結した契約案件について談合行為の存在を認定し、かつその案件が具体的に特定された場合は、速やかに損害賠償請求を行うことを基本的姿勢としている。

東京都内の国公立病院等が発注する寝具等の賃貸業務又は洗濯業務において、遅くと

も平成7年12月中旬ころ以降、平成12年10月18日まで、事業者が受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を行っていたことは、平成13年9月19日付け公取委審決により認定されている。

また、平成14年6月12日付け課徴金納付命令は、その違反行為が「東京都に所在する国公立の病院等」の発注する業務について行われたとし、さらに別表で、東京都内の地方公共団体が設置している病院、介護老人保健施設、特別養護老人ホームとしていることから、東京都が設置している病院等が含まれていることが類推される。

従って、個別の契約案件について具体的に談合行為の存在が認定された場合は、損害賠償請求を行うべき事案である。

本件については、平成15年6月23日付けで公取委に対して課徴金納付命令の対象契約案件について文書照会した。公取委から、照会事項について文書等により平成15年7月25日までに回答を得た。現在、受領した課徴金納付命令対象物件一覧に基づき、個別の契約案件について事実関係を調査しており、速やかに損害賠償請求の手続きを行えるよう、鋭意努力しているところである。

次に、損害額については、原則として、談合行為がなければ成立したであろう想定落札価格と実際の契約金額との差額相当額となると考えている。想定落札価格の算定が困難であることも予想されるが、都は、公取委回答に基づいて具体的な損害賠償請求額を算定していく。

3 判 断

本件請求において請求人は、本件勧告審決の対象となった都立病院等にかかる寝具類の賃貸業務又は洗濯業務の契約（以下「本件賃貸業務等契約」という。）について、都は損害を被ったにもかかわらず、本件課徴金納付命令が公表されてから約1年経過後の今日に至るまで損害賠償請求権を行使していないことから、都は損害賠償請求権の行使を違法・不当に怠っていると主張している。

このことについて、前記事実関係の確認及び監査対象局の説明に基づき、契約時期ごとに分けて判断する。

(1) 本件課徴金納付命令対象期間内の契約について

公取委が課徴金納付命令の対象とした個別契約については、談合行為の存在が認定されたと認められることから、課徴金納付命令対象物件一覧に記載された個別契約については、談合行為がなければ成立したであろう想定落札価格と実際の契約金額との差額相当額の損害が発生しているものと認められる。

しかし、監査日現在、監査対象局は損害賠償請求権を行使していないことから、財産管理を怠る事実にあたる認められる。

したがって、本件課徴金納付命令対象期間内の本件賃貸業務等契約について、損害賠償請求権の行使を、都は違法・不当に怠っていると請求人の主張には、理由があるものと認める。

(2) 本件審決対象期間内で本件課徴金納付命令対象期間外の契約について

ア 平成7年12月中旬ころから平成9年3月31日までの契約について

監査対象局からの事情聴取等により、平成7年度及び平成8年度の本件賃貸業務等契約については、平成9年度以降と同一の事業者と契約したものが認められた。

しかしながら、この間における個別の契約状況について、文書による確認が不可能であったため、具体的な事実を特定し、談合行為の存在を認めるまでには至らなかった。

イ 平成9年4月1日から平成9年10月18日までの契約について

この期間は本件課徴金納付命令対象期間ではないが、課徴金納付命令対象物件一覧において、契約年月日が年度当初の平成9年4月1日と記載されている契約については、個別契約についての談合行為が認定されたものと認められる。

しかし、監査日現在、監査対象局は損害賠償請求権を行使していないことから、財産管理を怠る事実にあたる認められる。

したがって、平成9年4月1日から平成9年10月18日までの契約について、損害賠償請求権の行使を、都は違法・不当に怠っていると請求人の主張には、理由があるものと認める。

4 勧告・意見

本件請求について、(1)のとおり法第242条第4項の規定に基づく勧告を行うとともに、(2)のとおり意見を付す。

(1) 勧告

平成9年度から平成12年度までの本件賃貸業務等契約について損害額を確定し、

平成15年10月31日までに損害賠償請求権を行使すること。

(2) 意見

平成7年12月中旬ころから平成9年3月31日までの本件貸貸業務等契約に関し、談合行為があったか否かについて、今後、可能な限り調査を行い、適切な措置を講じられたい。

なお、入札談合の徹底排除・防止に向け、独禁法違反行為があった場合の指名停止期間の延長などについて、改めて検討されたい。

資料（東京都職員措置請求書等）

住民監査請求書

第1 請求の趣旨

1 談合行為（不法行為）

東京都等が設置している東京都の区域内に所在する病院、介護老人保険施設及び特別擁護老人ホーム(以下「病院等」という。)は、平成7年12月頃以降、寝具類の賃貸業務又は洗濯業務(寝具類にあわせて一括発注される病衣、白衣等の賃貸業務又は洗濯業務を含む。以下同じ。)を一般競争入札、指名競争入札又は指名見積り合わせの方法等により発注していた。

東京都等の発注した、上記のうちのほとんどすべての指名競争入札又は指名見積り合わせにあたっては、ワタキューセイモア株式会社、野口株式会社、株式会社柴橋商会、株式会社ヤマシタコーポレーション、株式会社小山商会、株式会社東基、協和産業株式会社、フランスベッドメディカルサービス株式会社、東洋リネンサプライ株式会社、富士リネンサプライ株式会社、株式会社玉川繊維工業所、田中寝具株式会社、株式会社伊賀屋、株式会社栄久、クラブウリネンサプライ株式会社、タカノ株式会社、株式会社中部リネンサプライ、株式会社トーカイ、日本海綿業株式会社、株式会社ベネック、株式会社レンティ及び山下寝具株式会社(以下「22社」という。)のうちのいずれかの者が指名されており、また、大部分の一般競争入札には22社のうちのいずれかの者が参加しているところ、22社は、遅くとも1995（平成7）年12月中旬ころ以降、2000（平成12）年10月18日までの間、病院等が競争入札等の方法により発注する寝具類の賃貸業務又は洗濯業務について、受注価格の低落防止を図るため、

(1) 当該病院等と既に取り取引を行っている者を当該業務を受注すべき者（以下「受注予定者」という。）とする

(2) 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する

旨の合意の下に、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにして、談合行為を行っていた。

2 課徴金納付命令

公正取引委員会は、以上の談合行為を独禁法違反行為として平成13（2001）年8月10日に排除勧告を行い、被勧告業者らがこれに応諾したことを受けて、同年

9月19日に審決（勧告審決）をし、平成14（2002）年6月12日上記行為が独占禁止法第3条違反に該当するとして、同法第48条の2第1項に基づき、22社のうち12社（ワタキューセイモア株式会社、野口株式会社、株式会社柴橋商会、株式会社ヤマシタコーポレーション、株式会社小山商会、株式会社東基、フランスベッドメディカルサービス株式会社、協和産業株式会社、株式会社玉川繊維工業所、東洋リネンサプライ株式会社、富士リネンサプライ株式会社及び株式会社伊賀屋）に対して、課徴金納付命令を発し、その後、各社は、納期限の同年8月13日までにこれを納付した。

3 損害賠償請求権の発生

上記1の不法行為の結果、東京都等の発注者は、入札参加業者の間に競争が確保されていれば成立したであろう想定落札価格と、実際の契約金額との差額相当額の損害を被っているので、前記不法行為を行った各業者に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を有している。

なお、見積り合わせに基づき発注していた場合も、見積り合わせ参加者には、談合行為を行わないようにすべき義務があり、これに反する行為が不法行為となることは、入札の場合と同様である。

4 東京都の損害

上記課徴金納付命令の対象となった談合行為のうち、東京都発注のものは別表（事実証明書3 公正取引委員会作成の資料から、東京都発注分を抜粋した一覧表）のとおりであり、かかる発注案件について、都が損害を被っていることは明らかである。

また、課徴金納付命令は、独禁法違反行為（談合行為）としての事業活動がなくなる日からさかのぼって3年間に限って命じることとされている関係で（独禁法7条の2第1項）、同命令が対象とした談合行為は、22社が談合行為を取り止めたとされる平成12（2000）年10月18日からさかのぼって3年間に限った発注案件分に限られている。

したがって、東京都は、前記課徴金納付命令の対象となった発注案件以外の発注案件についても、前記不法行為（談合行為）による損害を被っている。

なお、監査請求人においては、これらすべての発注案件の調査までは行っていないが、監査委員においてしかるべく調査のうえ、不法行為を特定されたい。

5 損害賠償請求権の不行使

東京都知事は、平成14（2002）年6月に、上記不法行為（談合行為）が、公正取引委員会のホームページ等で公表された後、約1年経過後の今日に至るまで、上記損害賠償請求権を行使していないから、その行使を怠っていると云わざるを得ない。

6 損害額について

東京都は、談合等の不正行為を排除するため、2001（平成13）年5月1日以降に締結する契約については、談合が明らかになった場合（公正取引委員会による勧告審決が確定した場合、あるいは、課徴金納付命令が確定した審決とみなされた場合）には、受注業者が、少なくとも契約金額の10%相当額の損害賠償金の支払義務を負う旨の条項を含む契約を締結している。

前記不法行為の対象となった契約案件は、上記違約条項が導入する前の契約ではあるが、東京都が、談合によって被った損害額を算定する際には、上記違約条項が参考となるはずである。

また、近時、各地の地方公共団体においては、談合行為等の不正行為を排除し、公共工事の適正な発注を確保するため、入札制度、契約制度等の改善が実施されており、例えば、宮城県においては、公共工事の予定価格の設定に独自基準を導入する等の改革に着手して、相当額の税金のムダを回避しており（河北新報記事）、東京都立川市においては、談合等の不正行為があった場合には、契約金額の30%相当額の違約金条項を導入している（立川市広報）。

したがって、本件不法行為の対象となった契約案件についても、入札参加者等の間に、真に公正な自由競争が行われていた場合には、実際落札価格より20%程度は、契約額が減額されたはずである。

7 以上から、東京都知事が前記損害賠償請求権の行使をしないことは財産管理を不当に怠るものであるから、地方自治法242条に基づき、監査委員が東京都知事に対しその行使をするよう勧告することを請求する。

なお、前記課徴金納付命令の対象となった発注案件については、既に、富山県、富山市、千葉県の各監査委員が、損害賠償請求を行うよう勧告を行っている。

また、東京都監査委員におかれても、本件と同様に、公正取引委員会による課徴金納付命令のあった大型造園工事談合事件について、住民監査請求を受けて、平成14年8月8日付けで、知事に対し、損害賠償請求権を行使することを求める措置勧告を行っているところであるから、本件についても監査の上措置勧告をされるよう求める。

（以上、原文のまま掲載）

事実証明書

ア 公取委の本件課徴金納付命令に関する平成14年6月14日付け公表資料

イ 公取委の平成13年9月19日付け審決（平成13年（勧）第12号）（東京都の区

域内の本件談合事件に関する審決)の写し

ウ 一覧表(課徴金納付命令対象案件のうち、東京都発注分一覧表)

エ 平成14年12月28日付け河北新報記事の写し

オ 平成15年5月4日付け河北新報記事の写し

カ 平成15年1月15日付け東京都立川市広報抜粋の写し

キ 富山県監査委員の監査結果通知の写し

ク 富山市監査委員の監査結果通知の写し

ケ 東京都監査委員の大型造園工事に関する住民監査請求監査結果の写し

コ 大阪府監査委員の平成15年5月9日付け「寝具類の賃貸業務等の契約に係る住民監査請求の監査結果」の写し